

目くるめく光輝

——花見忠先生を偲んで

中嶋士元也

2021年8月享年92歳の長寿をもって逝去された故花見忠先生は、研究者としても、人物としても圧倒的に、目くるめく程に光輝が多彩な方であった。長年労働法分野のお教えを受けてきた筆者としては、平たく、「ともかくも『傑作な』先生であった」と評すれば、いささか不謹慎ではあるが、しかしそのような法学者であった。昨年11月発行の花見先生最後のご著書『卒寿記念 労働問題六〇年——東と西の架け橋を夢見て』（2020・信山社）をご惠贈いただいたときに、筆者はお礼状の最後に「めざせ100歳！」と心からの檄を飛ばしたのであったが、生きとし生けるものの旅立ちは「釈迦も例に洩れず……」の運命（さだめ）であるがゆえに、世にさだめられたとおりの先生も一人で逝かれた。ご冥福をお祈りしつつ、花見忠先生の光輝多彩の生涯の一端を記しておきたい。

1 花見先生の自己批評

「傑作」の顕れは、まずその自己批評にある。一般に、文科系分野の研究者は、通常の仕事として、他人様の、著作物の書評・比較研究等を行い、法律分野では裁判・裁判官批評をも盛んに行うが、それがいずれ紙面に（公に）露わとなることを承知で自己批評を行うことはあまり聞いたことがない。花見先生は昔からこれをやるのである。万事タブーというものがなく、権威主義とは程遠かった。ファンの多い所以である。

曰く。「やった仕事としては比較労働法だね」。「僕の研究の特徴は、隔々までまんべんなく研究して基本書を書くタイプではなくて、新しいことに気が行く性格で、しかも飽きっぽいのので、新たな問題にいち早く関心をもって研究を発表するが、タイミングが早すぎて周囲はあまりピンと来

ない」[教科書というのはね、要するに、興味持たないところも書かないといけない（ので書いたことがない）]、「人気を考えたら学者にならん」（前記『卒寿記念』において高弟の小畑史子京大大学院教授のインタビューに答えて）等々。上記のとおり先生は「比較労働法」研究にほとんど全精力を費やしたことが分かるし、その口ぶりから分かるように、先生の最も嫌いなものは「退屈な理屈、退屈な人間、お経並みの説教」であったかと思う。大学から退いたのちの晩年は弁護士活動を始められた。いっそう気が楽になったものか老いてますます盛んというのか、いっそう“文化人類学的社会評論”が拡散し、筆者などは「大宅壮一ではないのだから……」といささか危惧したが、しかし、さすがに現行制度や流布思想の根底を鋭く抉る論陣を張ったりされた（例えば、「『法の支配』の幻想について」御成門新聞〈ウェブ掲載〉2014）＝前記『卒寿記念』347頁以下所収）。

2 国際的交流と名声

花見先生は、日本の労働関係・労使関係研究領域特に労働法学の研究者群において、他に先駆けて国際的研究・交流活動を行い、また今日隆盛する上記諸分野の後進学者の活発な国際的研究活動の道筋をつけた最も有力な一人であることに何人も異論はあるまい。我々が抱く、その目くるめく光輝多彩の印象は、ご本人が「東と西の架け橋を夢見て」（前記『卒寿記念』副題）研究活動に東奔西走された姿から発せられた一種のオーラであろう。

例えば、2000年には、その古稀を祝って『花見忠先生古稀記念論集——労働関係法の国際的潮流』（山口〈浩〉・渡辺〈章〉・菅野・中嶋編）（信山社）が刊行されている。ここで異彩を放ったの

は、海外の執筆陣である。R・ブランパン（ベルギー）、M・ヴァイス（独）、T・トレウ（伊）、M・ピアジ（伊）、R・フェールベック（スウェーデン）、ソン・チャンヒ（韓）、J・ロジョー（仏）、B・ヘップル（英）という斯界に名だたる各国教授の諸氏である。筆者の記憶では、彼らは大変喜んで執筆を引き受け、しかも誰一人締切の遅れなど起こさなかった。これには、我々編集一同ひどく感服させられたものである。

のみならず、前掲『卒寿記念』に対しても、E・ハラリ（イスラエル）、ロバート・E・コール（米）、M・ヴァイスの各氏が祝辞を寄せている。少なくとも我が国の労働関係分野において、旧制高校卒の年代の法学者で、これほど海外研究者と広く交流した日本人研究者を筆者は知らない。

かような花見先生の研究活動の榮譽として、ルーヴァン大学、フロリダ大学、ハーバード大学、コロンビア大学の各客員教授として招かれていたこと、加えて1985年にはルーヴァン・カトリック大学（ベルギー）から名誉法学博士号が授与されたことなどが挙げられる。折からミュンヘン大学に留学していた筆者は、名誉法学博士号授与式（驚く程に荘厳なものであった）にドイツから出席した。式場では花見先生もさすがに神妙の態であった。授与式には、駐ベルギー特命全権大使の山本鎮彦氏もわざわざご出席され、筆者は式での同大使のお写真を撮らせていただき、後日お送りして現地から丁寧なお礼状までいただいた。花見先生の年譜（『古稀記念論集』）に1985年「帰途ミュンヘンに遊ぶ。」とあるのは、筆者のアパートに立ち寄られたときのものと思う。そろって買いに出たドイツワインと当家愚妻のささやかな手料理で祝った思い出がある（先生は飲めない。筆者がほとんど全部飲んだ）。

3 著作の特徴

前記『古稀記念論集』『卒寿記念』における年

譜をみたとき、気づくことは、邦文・欧文を問わず、また単著・単行論文・共編著を問わず、我々が卒倒しそうなくらいの量の大小の内外に関する先生の文章が世に出されているということである。そしてその考究内容において、先生は「労働関係」全般にわたるオールラウンドプレイヤーであった。しかし、逆にいえば、通常学者紹介として行われるところの「花見は労働関係のうちのこれこれの分野の専門家である」という視角はあまり適当ではない。すなわち、筆者などが法律学の骨格として踏み外さないようにしがみついていた「法解釈学」（当事者の法律・契約上の権利義務の画定論）の単行論文は、判例研究を除いて、あまり存在しない。このことは、自ら述懐されたように、“（教科書は）退屈なので書きたくなかった”ことと関係しているのではなからうか。蓄積した教養を元にしてただ機略縦横に書く。誠に羨ましい限りの学者人生と言わなければならない。

しかし、中であって、権利義務論（狭義の法律論・法解釈学）を論じたものは、すべて、その時期その時期において、水準の高い論説であったことは疑いが無い。例えば、先生の初期の『労使間における懲戒権の研究』（1959・勁草書房）は、当時議論かまびすしい懲戒権というものについての法学者としての解釈論を示したものであったが、のちの論者によって「懲戒権の問題について我が国の労働法学が到達したひとつの金字塔」（『文献研究労働法学』〈1978・総合労働研究所〉における小西國友教授）と評されるほどの秀作であり、その他「シヨップ制」（『労働法大系（1）』1963・有斐閣）、「試用契約の法的性質」（1978・季刊労働法24号）等は、後続の学説はもちろん裁判例にまで影響を与えた論述であった。

以上に述べてなお足りないが、改めて花見先生のご冥福をお祈り申し上げます。

（なかじま・しげや 法学博士（東京大学））